

# 第2期東久留米市 子ども・子育て支援事業計画（素案）

# 目次

## 第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 子ども・子育て支援新制度の概要	5
5 計画の策定方法	10

## 第2章 子ども・子育て支援等の現状

1 東久留米市の人口と出生の現状	12
2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状	14
3 ニーズ調査の結果	15

## 第3章 基本事項

1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	24
2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	24
3 幼児期の教育・保育	25
4 子ども・子育て支援事業に関する事項	28
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	40
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	41

## 第4章 その他の事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	42
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携	43
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	48

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	50
2 進捗状況の管理	50

## 資料編

1 用語解説	52
2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（第1期）平成30年度進捗状況	53
3 計画策定までの経過	73
4 東久留米市子ども・子育て会議条例	75
5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿	77

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景及び趣旨

### (1) 子ども・子育てをめぐる動きについて

我が国の平成30年の出生数は91万8,397人であり、前年より2万7,668人減少し、過去最少となりました。また、合計特殊出生率<sup>※1</sup>は1.42で、過去最低値となった平成17年の1.26からは一時回復したものの、平成27年以降は低下が続き、人口水準を維持するために必要な合計特殊出生率である人口置換水準<sup>※2</sup>（平成29年の算出では2.06）を下回った推移となっています。

少子化の進行、さらに平均寿命の伸びによる高齢化は人口構造のバランスを崩し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などによって経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域における人間関係の希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような子どもや子育てをめぐる環境を踏まえ、子どもが安心できる環境で健やかに成長でき、また、保護者が子どもと向き合って喜びとともに子育てができるように、行政や地域社会など、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

- ※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に、その年齢別出生率で出産するとしたときの子どもの数に相当する。
- ※2 人口置換水準：人口が将来にわたって増加も減少もせず、均衡した状態となる出生水準。

※平成30年の出生数・出生率は概数。確定数が公表され次第、更新を行います（令和元年12月公表予定）。

### (2) 国の動向

国では、平成6年の「エンゼルプラン」公表以来、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化対策基本法」など、様々な子育て支援に取り組んできました。平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」<sup>※用語解説</sup>が制定され、これを受けて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されました。

しかし、共働き家庭の増加などにより待機児童が発生している状況が続いたことから、平成29年に「子育て安心プラン」が公表されました。このプランには、保育の

受け皿の拡大、保育人材の確保、保護者への支援、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、働き方改革などが盛り込まれ、総合的な実施計画となっています。

加えて、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

また、小学生においては、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童の解消の実現や今後想定される女性の就業率の上昇を踏まえ、児童が放課後等に安全・安心に過ごせる場の整備を進めていくこととしています。

### (3) 東久留米市の子育て支援

本市においても、平成17年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画（前期）【平成17年度から平成21年度】」を、平成22年3月には「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）【平成22年度から平成26年度】」を策定しました。この計画では、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政等が連携し、社会全体の連帯で作り上げていくことを目標とし、102にわたる政策・事業についてそれぞれの目標と方向性を設定しました。計画期間中においては、各事業の進捗状況を把握するとともに、目標達成状況などを踏まえ、事業を計画的に実施することで子育て支援を推進しました。

平成26年には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延伸され、従業員の子育てを支援する事業主への認定制度の充実や市町村次世代育成支援行動計画の策定の任意化などの改正事項が盛り込まれました。

また、平成26年度には、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」の基本理念をもとに「東久留米市子ども・子育て支援事業計画【平成27年度から平成31年度】」を策定しました。

#### 【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくために策定しました。この計画の中間年度である平成29年度には、策定時の推計と比較し、就学前人口の推計や事業実績に一定の乖離や確保方策等の状況に変化などがあったことから、見直し（補正）を行っています。

#### （4）計画策定の趣旨

平成27年度を始期とする第一期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、各事業の進捗状況、目標達成度から判断して、全体を通して概ね計画に即して適正に事業を実施できていると考えます。しかし、計画期間が平成31年度で終了となることから、さらに社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき、第二期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2

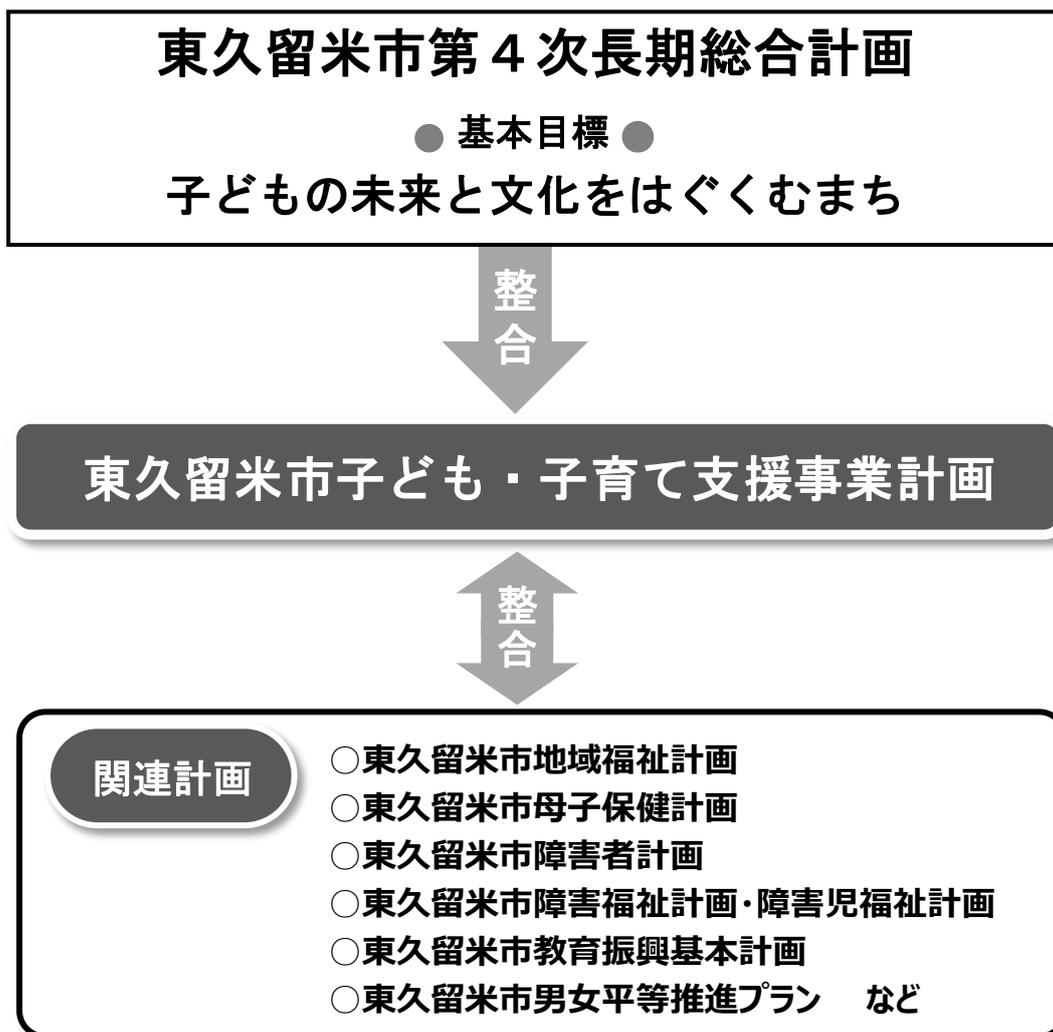
## 計画の位置づけ

### (1) 基本的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画<sup>※用語解説</sup>として、策定するものです。

### (2) 関連計画との関係

本計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」を上位計画とし、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、「東久留米市第2次教育振興基本計画」、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。



### 3 計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
東久留米市 子ども・子育て支援事業計画					第2期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

### 4 子ども・子育て支援制度の概要

#### （1）子ども・子育て支援法に基づく給付と事業

子ども・子育て支援制度には「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」があります。

##### ① 子ども・子育て支援給付

##### 【子どものための教育・保育給付】

##### 施設型給付

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園

##### 地域型保育給付

- 家庭的保育
- 小規模保育
- 事業所内保育
- 居宅訪問型保育

##### 【子育てのための施設等利用給付】

##### 施設等利用給付

- 幼稚園（従来型）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

##### 【児童手当】

## ② 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会  
その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- 子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

## （２）子ども・子育て支援施設

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

### 【特定教育・保育施設】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型などの種類があります）

## 【特定地域型保育】

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 1～5 人）を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社など事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別なケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を行う

また、特定教育・保育施設ではない幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

## 【施設等利用給付対象施設】

幼稚園 （従来型）	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）
特別支援学校 （幼稚部）	障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
預かり保育事業	幼稚園の教育標準時間前後に、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業
認可外保育施設等	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

\*上記のほか、企業が従業員のための保育施設を設置・運営し、「地域枠」として地域の子どもも受け入れる事業（企業主導型保育事業）もあります。

## （3）地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で次の13種類の事業が定められています。

## 【地域子ども・子育て支援事業】

（1）利用者支援に関する事業
子ども及び保護者のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所や地域型保育で通常の利用時間帯以外において、保育の利用を確保する事業

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることができるようにする事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う事業

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(6) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する事業

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースにおいて、保育及び看護ケアを実施する事業

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）と、子育ての手助けをしてほしい方（ファミリー会員）が会員となって、地域で助け合う組織を推進する事業

(9) 一時預かり事業

急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所などで子どもを預かる事業（預かり保育を含む）

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、健康診査を実施する事業

**(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）**

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る事業

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

特定教育・保育施設、幼稚園等の利用に必要な実費徴収費用について、利用世帯の所得状況等を勘案して、その一部を助成する事業

**(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

**(4) 認定区分（支給要件）**

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な認定基準に基づき、認定した者に対し教育・保育の給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

**【教育・保育給付】**

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間※1認定)	3～5歳	なし	市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方（一時預かりを利用することもできます）	○幼稚園 ○幼稚園 +（一時預かり） ○認定こども園 ○認定こども園 +（一時預かり）
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)		保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

また、令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として、利用料等に対する給付（補助）を受けるための認定区分（子育てのための施設等利用給付認定区分）が以下のように新設されました。

**【施設等利用給付】**

認定区分	子の年齢	対象者	主な利用施設
1号認定	満3歳クラス～5歳	教育のみを必要とする	○幼稚園（従来型）
2号認定 （保育認定）	3歳児クラス～5歳	保育を必要とする （一時預かり事業等 を利用している）	○幼稚園（従来型） ＋（一時預かり）
3号認定 （保育認定）	0～2歳児クラス （住民税非課税世帯 に限る）		○認定こども園 ＋（一時預かり） ○認可外保育施設等

\*上記以外に、「企業主導型保育事業」の地域枠を利用されている方も、市より「保育の必要性」が認められた場合は無償化の対象となります。

**5**

**計画の策定方法**

**（1）基本的事項**

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日号内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）、並びに「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和元年9月3日内閣府告示第85号、令和元年9月10日内閣府告示第86号）を参酌し、策定しました。

**（2）子ども・子育て会議の設置**

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

委員の構成は、

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する  
児童の保護者
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- (5) 公募による市民

となっています。

なお会議は公開で行われ、審議内容は市のホームページで公開されています。

### (3) ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

#### ① 就学前児童調査

対象	市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,000人 (平成30年9月時点における5,498人から無作為抽出)
方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成30年10月19日から11月9日まで
有効回収率	53.7%

#### ② 就学児童調査

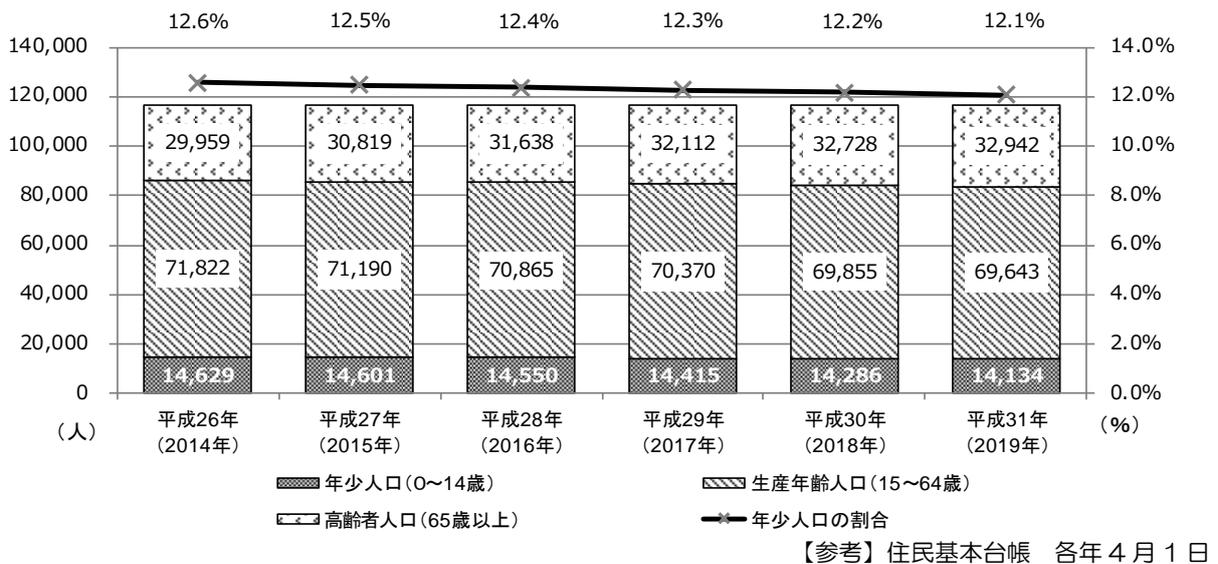
対象	市立小学校2年生の子どもを持つ保護者 929人(悉皆)
方法	学校配布・学校回収によるアンケート調査
調査期間	平成30年10月19日から11月5日まで
有効回収率	69.9%

これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

## 第2章 子ども・子育て支援等の現状

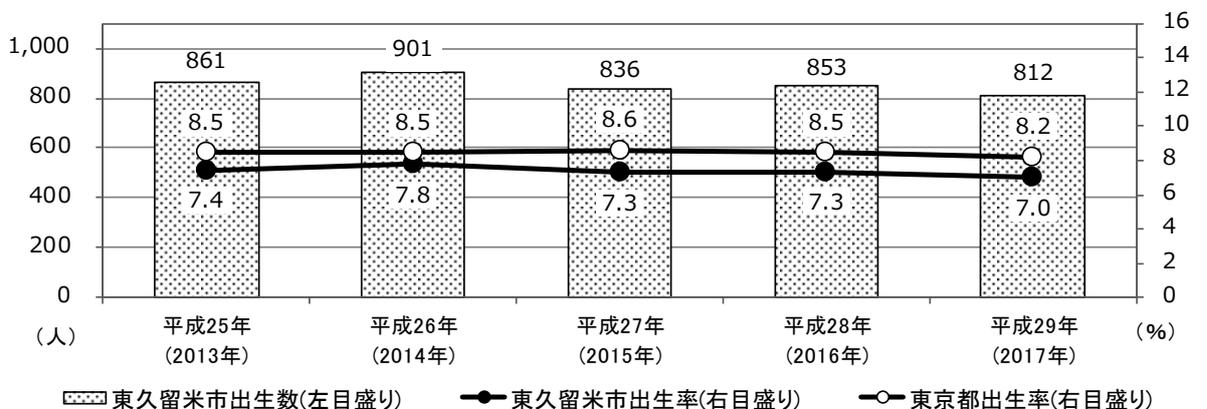
### 1 東久留米市の人口と出生の現状

#### (1) 東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



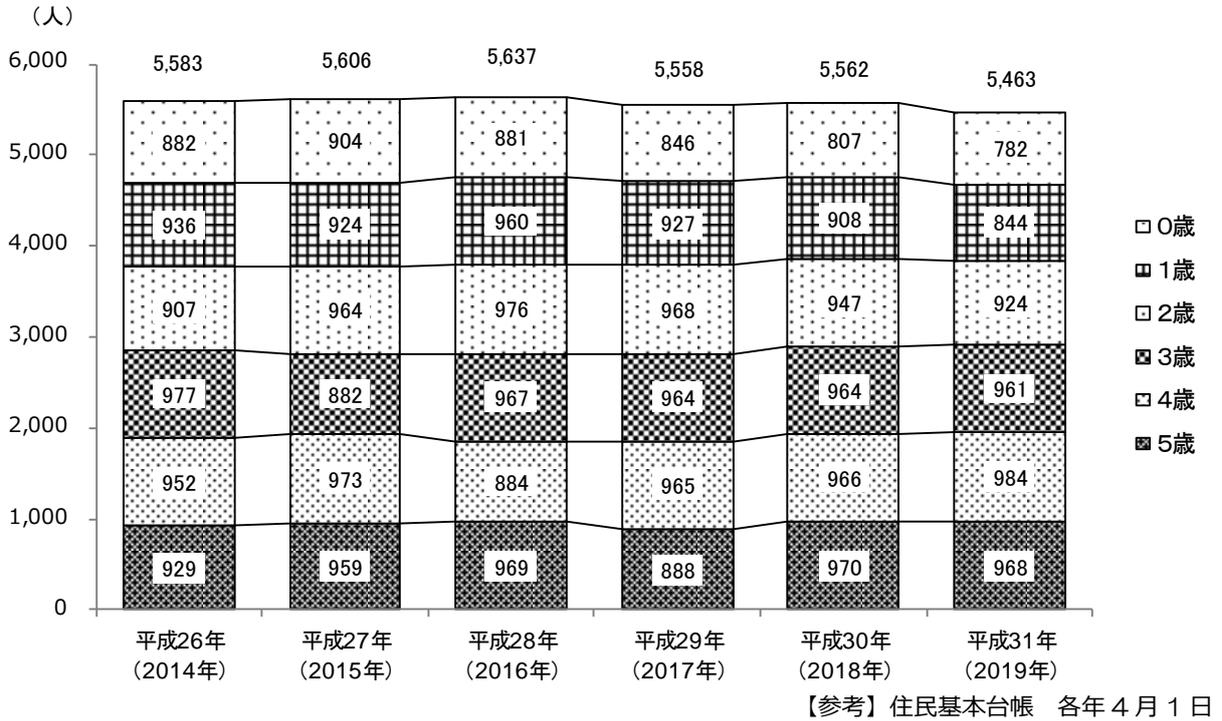
市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は増加しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

#### (2) 東久留米市の出生数と出生率



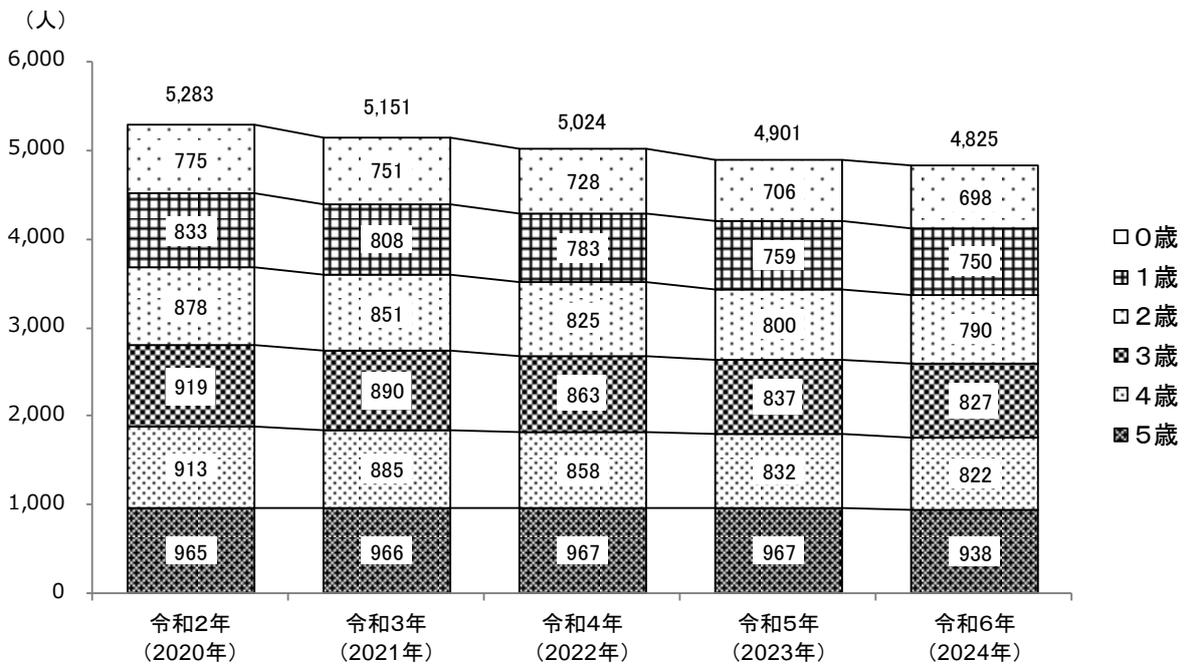
出生数は、年により若干の変動がありますが、平成27年以降は800人台で推移しています。人口1,000人あたりの出生率は、東京都の平均値を下回っています。

### (3) 東久留米市の就学前人口の推移



就学前児童の人口は、概ね 5,500 人程度で推移しています。

### (4) 東久留米市の就学前人口の今後の推計



就学前人口は、減少していくことが推計されます。

## 2

## 市内の幼児期の教育・保育施設の現状

(1) 認可保育所<sup>※1</sup>の施設数・定員・入所児童数

※1 認定こども園の保育所部分含む

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立	施設数	9	9	9	9	9
	定員(人)	921	921	921	879	861
	入所児童数(人)	934	941	938	888	863
私立	施設数	8	9	9	10	11
	定員(人)	802	1,003	984	1,141	1,231
	入所児童数(人)	819	971	975	1,087	1,218
合計	施設数	17	18	18	19	20
	定員(人)	1,723	1,924	1,905	2,020	2,092
	入所児童数(人)	1,753	1,912	1,913	1,975	2,081

※各年4月1日現在

## (2) 認証保育所の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	4	4	3	2	2
定員(人)	110	110	88	70	70
入所児童数(人)	83	92	83	68	52

※各年4月1日現在

## (3) 家庭的保育事業の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	8	7	6	6	6
定員(人)	38	33	28	28	28
入所児童数(人)	25	26	26	25	26

※各年4月1日現在

## (4) 小規模保育事業の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	0	1	5	10	10
定員(人)	0	11	73	154	155
入所児童数(人)	0	10	71	132	119

※各年4月1日現在

(5) 幼稚園<sup>※2</sup>の施設数・認可定員・実園児数

※2 認定こども園の幼稚園部分含む

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	8	8	8	8	7
認可定員(人)	2,295	2,154	2,173	2,202	2,087
実園児数(人)	1,732	1,558	1,525	1,442	1,416

※各年5月1日現在

## 3

## ニーズ調査の結果

本計画の策定にあたり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

## 調査結果（グラフ）の見方

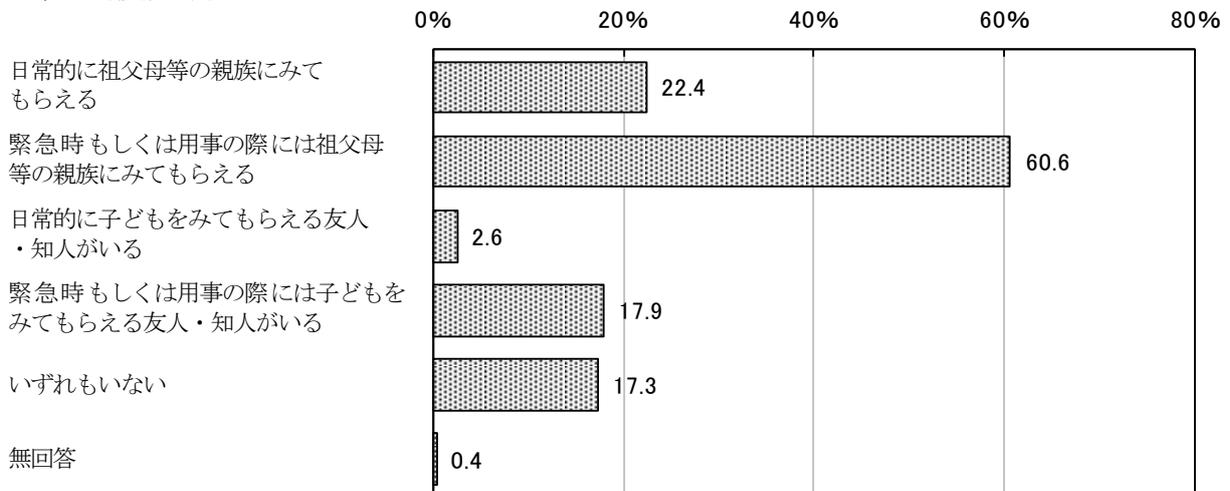
- ◎集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100%にならないことがあります。
- ◎回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。
- ◎調査票の選択肢の文章は、要約して短く表現している場合があります。

## (1) 子どもを見てもらえる親族・知人の有無

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、60.6%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が22.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.9%、「いずれもない」が17.3%と続いています。

n=1,074（複数回答）

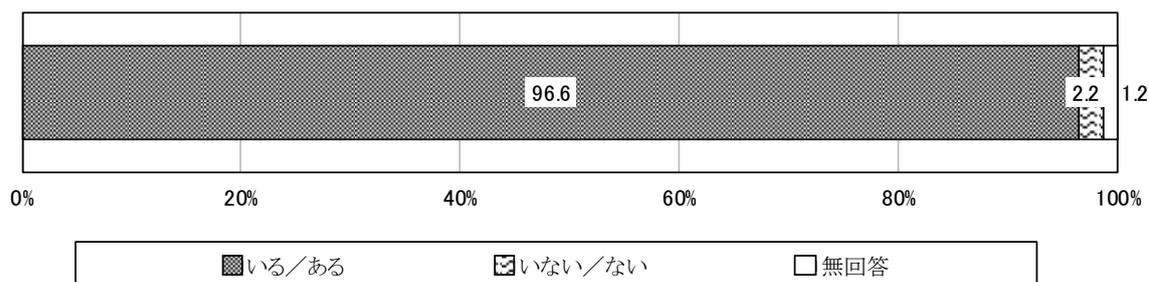


## (2) 気軽に相談できる人や場所

問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」が96.6%、「いない／ない」が2.2%となっています。

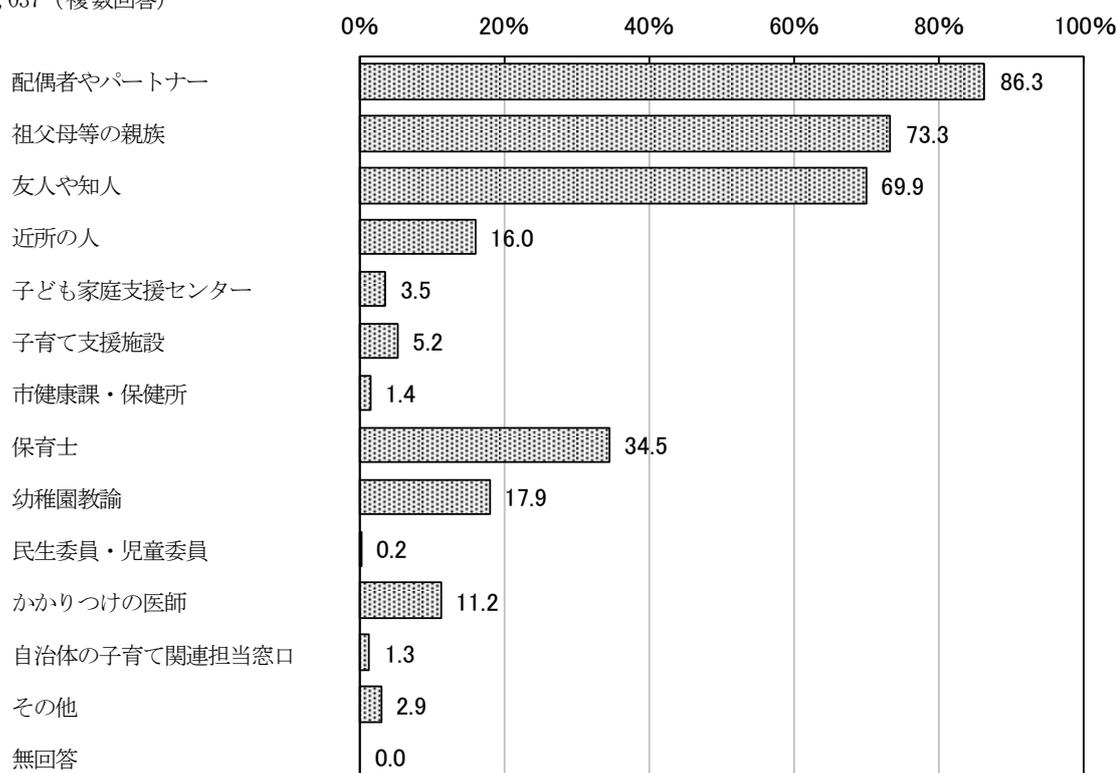
n=1,074



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

「配偶者やパートナー」が最も多く、86.3%となっています。次いで「祖父母等の親族」が73.3%、「友人や知人」が69.9%、「保育士」が34.5%、「幼稚園教諭」が17.9%と続いています

n=1,037（複数回答）

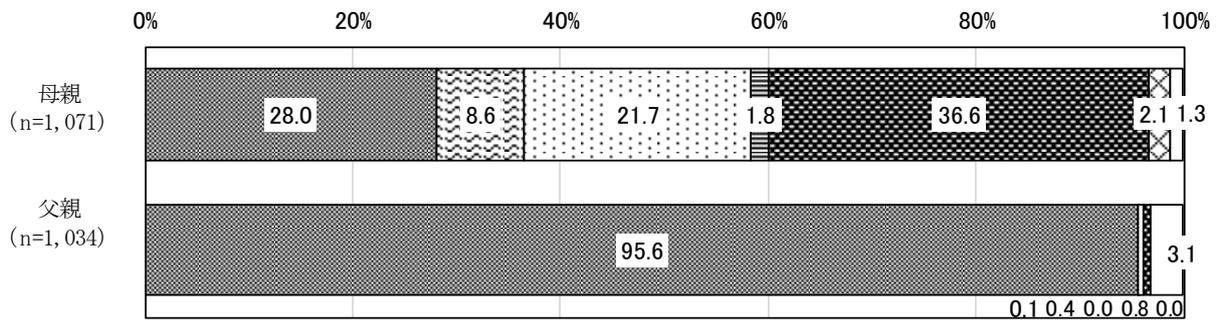


### (3) 保護者の就労状況

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）はどのようなものですか。

母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、36.6%となっています。次いで「フルタイムで就労している」が28.0%、「パート・アルバイト等で就労している」が21.7%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、95.6%となっています。



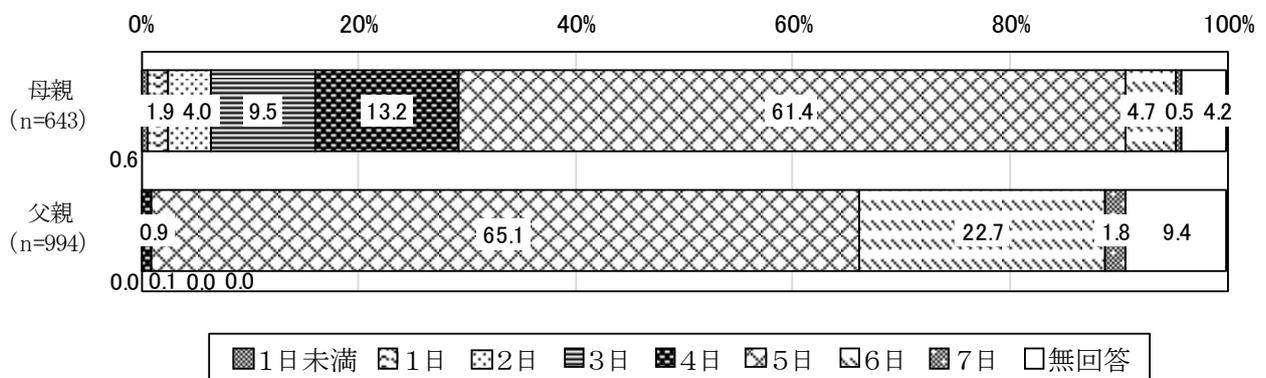
- フルタイム(就労している)
- ▣ フルタイム(産休・育休・介護休業中)
- ▤ パート・アルバイト等(就労している)
- ▥ パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中)
- 現在は就労していない
- ▣ これまで就労したことがない
- 無回答

問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

### 【1週当たりの就労日数】

母親では、「5日」が最も多く、61.4%となっています。次いで、「4日」が13.2%、「3日」が9.5%と続いています。

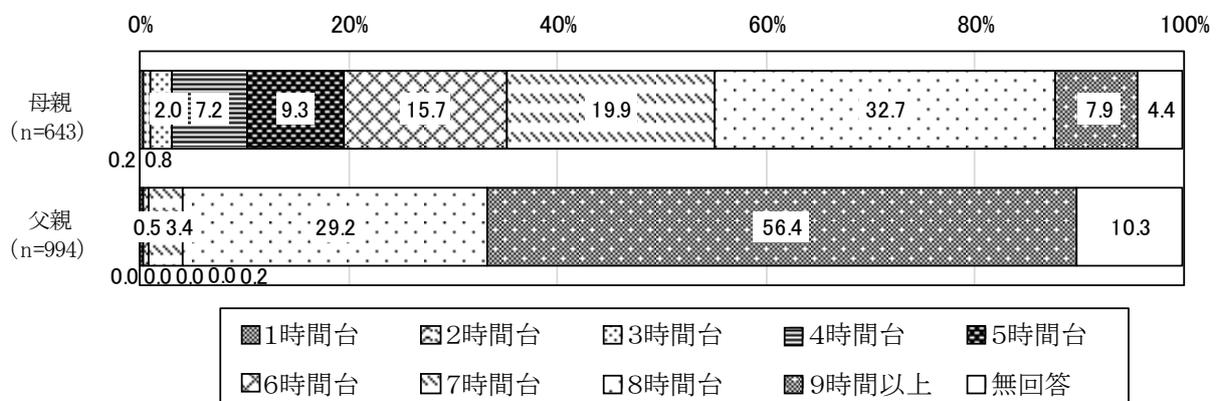
父親では「5日」が最も多く、65.1%となっています。次いで「6日」が22.7%と続いています。



### 【1日当たりの就労時間】

母親では、「8時間台」が最も多く、32.7%となっています。次いで、「7時間台」が19.9%、「6時間台」が15.7%、「5時間台」が9.3%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、56.4%となっています。次いで「8時間台」が29.2%と続いています。

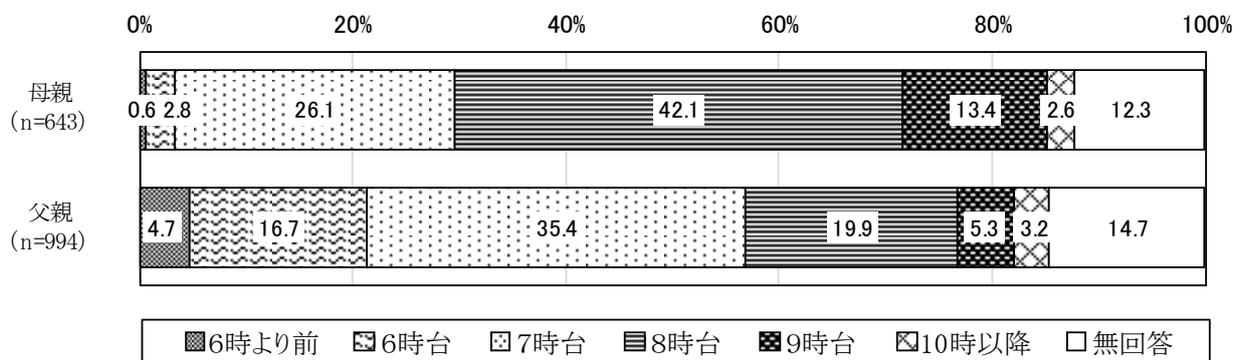


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

**【家を出る時間】**

母親では、「8時台」が最も多く、42.1%となっています。次いで、「7時台」が26.1%、「9時台」が13.4%と続いています。

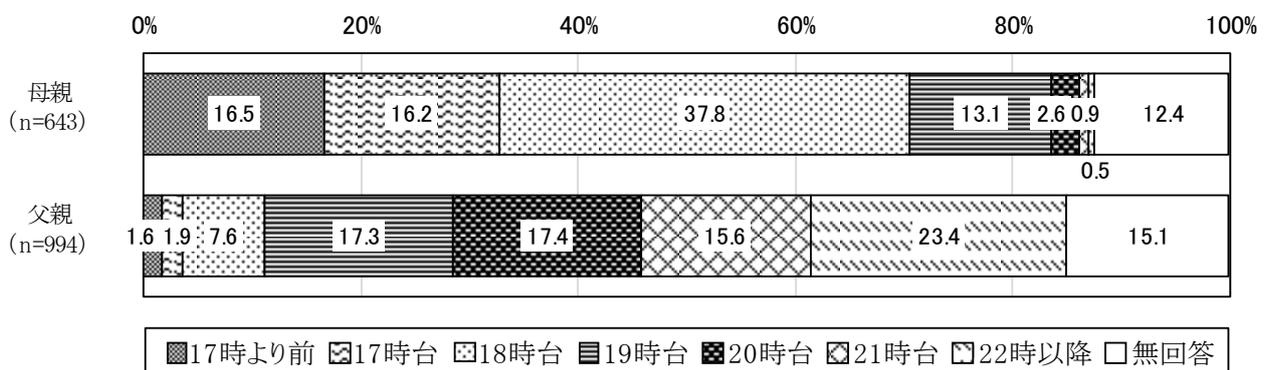
父親では「7時台」が最も多く、35.4%となっています。次いで「8時台」が19.9%、「6時台」が16.7%と続いています。



**【帰宅時間】**

母親では、「18時台」が最も多く、37.8%となっています。次いで、「17時より前」が16.5%、「17時台」が16.2%と続いています。

父親では「22時以降」が最も多く、23.4%となっています。次いで「20時台」が17.4%、「19時台」が17.3%と続いています。

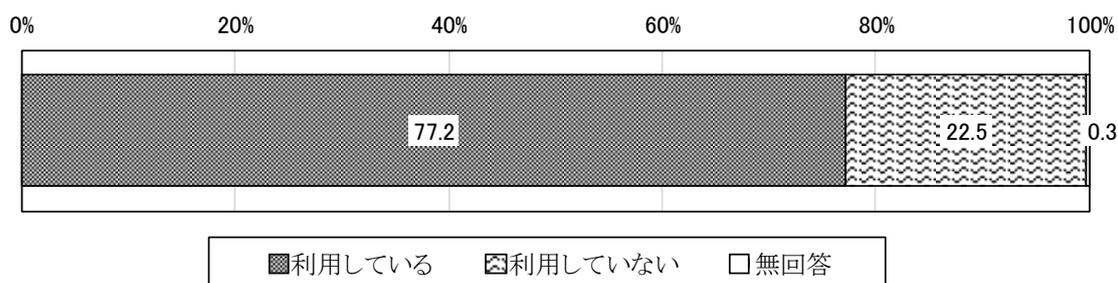


## (4) 平日の定期的な幼児期の教育・保育事業の利用状況

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

「利用している」が77.2%、「利用していない」が22.5%となっています。

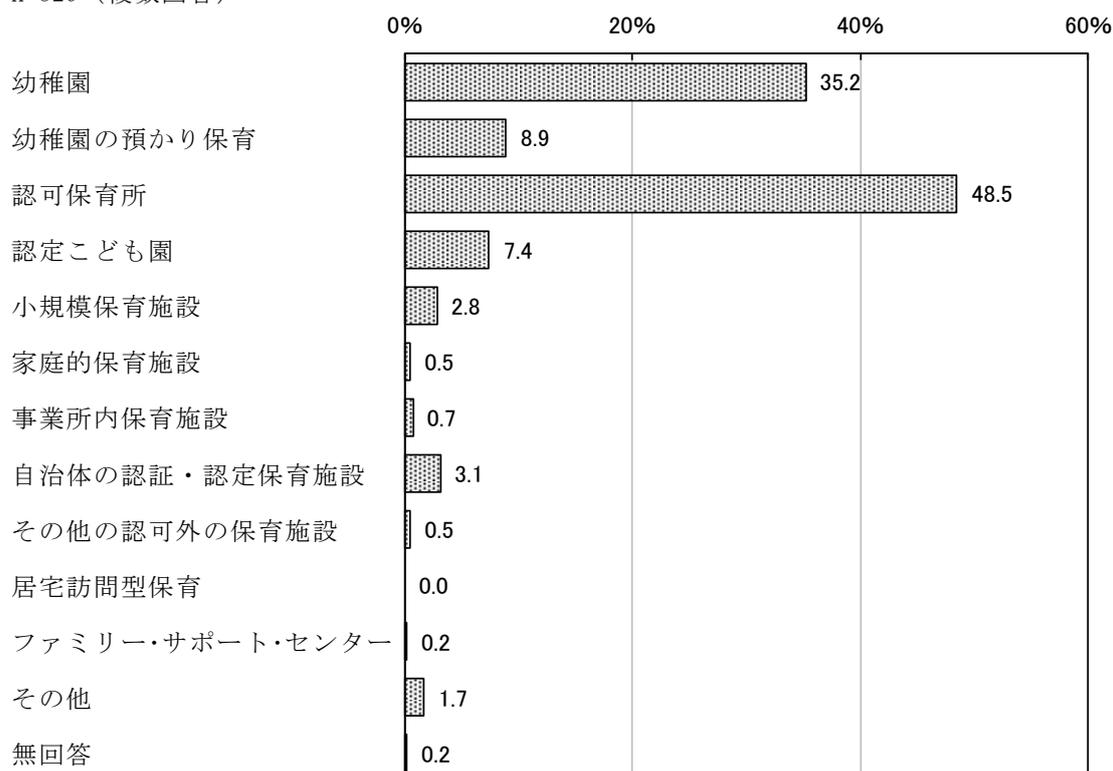
n=1,074



問 お子さんは、平日（月～金）、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、48.5%となっています。次いで「幼稚園」が35.2%、「幼稚園の預かり保育」が8.9%、「認定こども園」が7.4%と続いています。

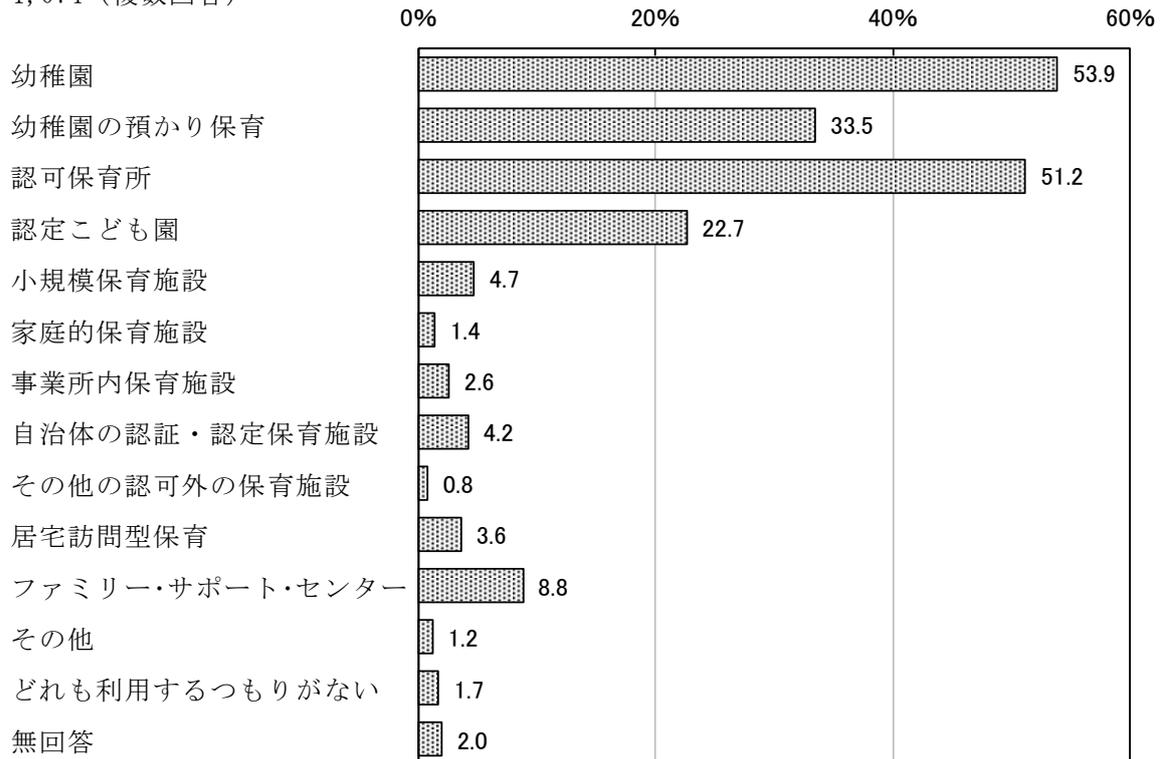
n=829（複数回答）



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日（月～金）の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

「幼稚園」が最も多く、53.9%となっています。次いで「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が33.5%、「認定こども園」が22.7%と続いています。

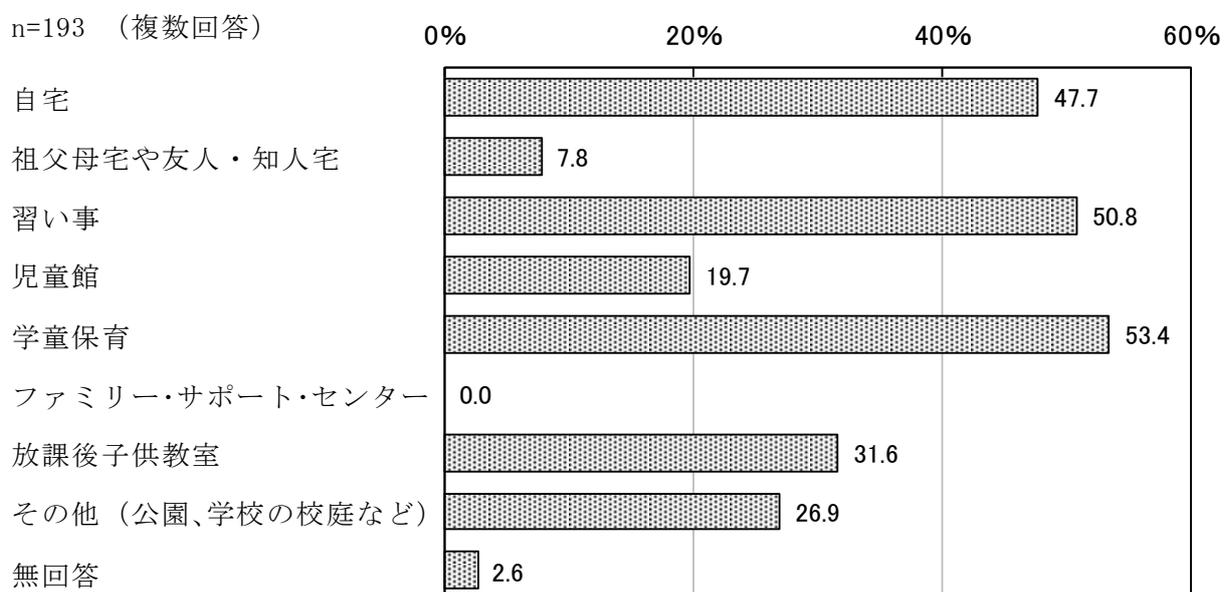
n=1,074（複数回答）



## (5) 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

問 小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「学童保育」が最も多く、53.4%となっています。次いで「習い事」が50.8%、「自宅」が47.7%、「放課後子供教室」が31.6%と続いています。

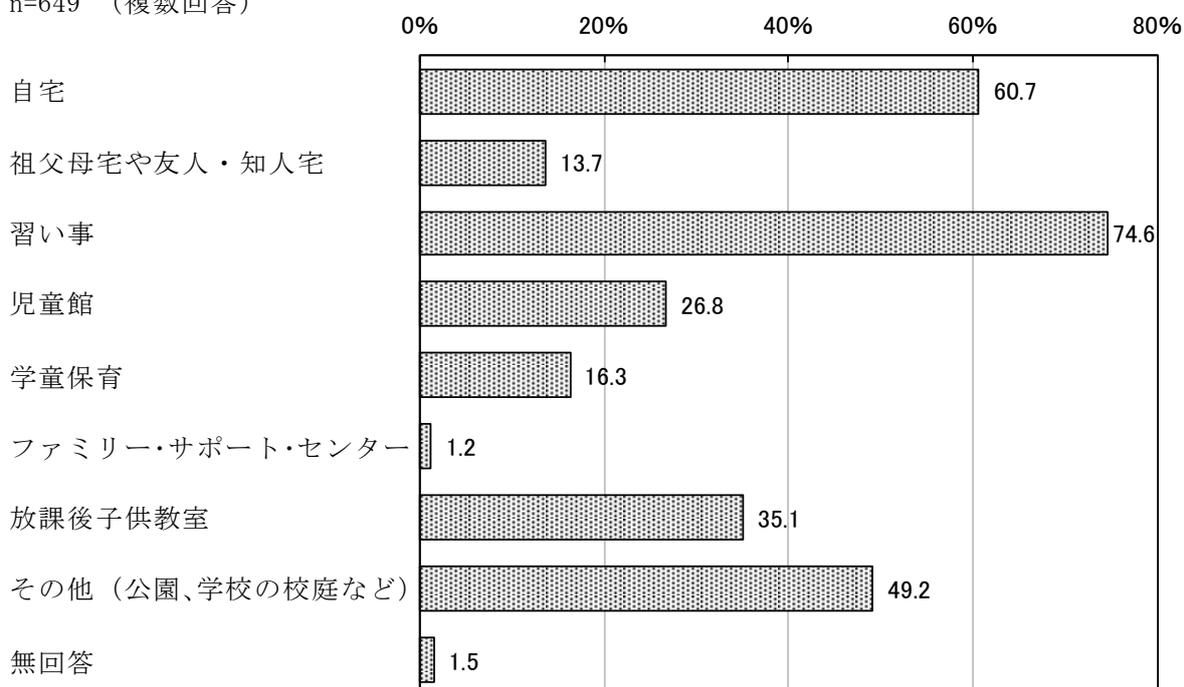


## （6）高学年になってからの放課後の過ごし方の希望

問 小学校2年生のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校2年生の児童の保護者に、希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、74.6%となっています。次いで「自宅」が60.7%、「その他（公園、学校の校庭など）」が49.2%、「放課後子供教室」が35.1%と続いています。

n=649（複数回答）



## 第3章 基本事項

### 1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

本市では、国が示す基本指針に即して、平成30年に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・内閣府）及び『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月・内閣府）に準じて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

### 2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（幼児期の教育・保育提供区域）を定める必要があります。

本市では、「現状の利用実態に即しているため、計画と実績とのかい離が少ない」、  
「市全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応ができ、かつ合理的な需給バランスの調整ができる」などの理由により、市の全域を一つの提供区域とします。なお、放課後児童健全育成事業（学童保育）」に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。

## 3 幼児期の教育・保育

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市内に居住する子どもについて、ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて次表の年度、認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

単位：人

	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
令和2年度	1,305	205	1,198	225	947
令和3年度	1,279	201	1,174	219	918
令和4年度	1,254	197	1,152	212	890
令和5年度	1,230	193	1,129	205	863
令和6年度	1,207	190	1,108	203	852

### (2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)の「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施期間（確保方策）」を設定します。なお、国は「子育て安心プラン」により、待機児童を解消することを推進しており、このことを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備していくことを目指します。

#### 【平成30年度実績】

14 ページに記載の「市内の幼児期の教育・保育施設の現状」を参照してください。

#### 【今後の方向性】

1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、幼児期の教育施設又は従来制度幼稚園において確保できる見込みです。

また、2号認定及び3号認定の保育需要についても、特定教育・保育施設である認可保育所、特定地域型保育事業である小規模保育施設及び家庭的保育施設、認可外保育所である認証保育所及び企業主導型保育所の地域枠において確保できる見込みです。

単位：人

令和2年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,305	205	1,198	225	947
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 <sup>(※1)</sup>	200	99	1,274	210	741
	従来制度幼稚園 <sup>(※2)</sup>	1,573				
	特定地域型保育事業 <sup>(※3)</sup>				35	175
	認可外保育所 <sup>(※4)</sup>			21	11	40
②-①		362		97	31	9

令和3年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,279	201	1,174	219	918
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 <sup>(※1)</sup>	200	99	1,294	210	723
	従来制度幼稚園 <sup>(※2)</sup>	1,553				
	特定地域型保育事業 <sup>(※3)</sup>				35	176
	認可外保育所 <sup>(※4)</sup>			21	11	40
②-①		372		141	37	21

令和4年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,254	197	1,152	212	890
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 <sup>(※1)</sup>	200	99	1,274	210	723
	従来制度幼稚園 <sup>(※2)</sup>	1,548				
	特定地域型保育事業 <sup>(※3)</sup>				35	176
	認可外保育所 <sup>(※4)</sup>			21	11	40
②-①		396		143	44	49

令和5年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,230	193	1,129	205	863
②確保方策	特定教育・保育施設 <sup>(※1)</sup>	200	99	1,253	210	723
	従来制度幼稚園 <sup>(※2)</sup>	1,533				
	特定地域型保育事業 <sup>(※3)</sup>				35	176
	認可外保育所 <sup>(※4)</sup>			21	11	40
②-①		409		145	51	76

令和6年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,207	190	1,108	203	852
②確保方策	特定教育・保育施設 <sup>(※1)</sup>	200	99	1,232	210	723
	従来制度幼稚園 <sup>(※2)</sup>	1,533				
	特定地域型保育事業 <sup>(※3)</sup>				35	176
	認可外保育所 <sup>(※4)</sup>			21	11	40
②-①		435		145	53	87

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
- ※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園
- ※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
- ※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（認証保育所）及び企業主導型保育所の地域枠

## 4

## 子ども・子育て支援事業に関する事項

## (1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所、保健施設等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

## 【平成 30 年度 実績】

特定型 800 人  
母子保健型 2,652 人

## 【今後の方向性】

## [特定型]

市役所の窓口に1か所設置し実施していきます。幼稚園や認定こども園、保育所等も含めた子育て支援に係る施設や事業について、幅広い情報収集を行い効果的な情報提供に努めます。また、保護者の個別ニーズを把握し、利用支援や助言、保健施設等の関係機関との連絡調整を実施していきます。

## [母子保健型]

わくわく健康プラザ内健康課を中心に、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期（就学前まで）にわたる切れ目ない支援を図ります。妊婦面接を充実し、要支援家庭を妊娠早期から把握し、早期支援に結びつけます。妊婦から乳幼児の健康や育児等の相談を随時受け、個別ニーズに応じた相談・助言等を行うとともに、必要時には関係機関と連携しながら子育て支援を行うことを継続していきます。

## [特定型]

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

## [母子保健型]

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

**(2) 時間外保育事業（延長保育事業）**

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

**【平成30年度 実績】**

1,040人

**【今後の方向性】**

時間外保育事業については、計画期間中の量の見込みに対し、提供体制が確保できるものと考えています。今後も継続して実施していきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	914	891	869	847	834
②確保方策	1,125	1,126	1,115	1,103	1,092
②-①	211	235	246	256	258

**(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）**

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります。

**【平成30年度 実績】**

360人日

## 【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後も事業の周知に努めながら、実施していきます。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	249	242	236	231	227
②確保方策	730	730	730	730	730
②-①	481	488	494	499	503

## （４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

## 【平成30年度 実績】

761人

## 【今後の方向性】

現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化している家庭も多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考えます。今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、出産後に全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めていきます。

単位：①人、②件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	775	751	728	706	698
②訪問数	775	751	728	706	698
訪問率(②/①)	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制：15人（常勤・嘱託保健師10人、委託助産師5人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：ひがしくるめ助産師会所属助産師				

## (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

### 【平成30年度 実績】

386件

### 【今後の方向性】

育児不安の解消や養育技術の提供等のため、母子保健活動や乳児全戸訪問事業をはじめとした健康診査事業等と連携しながら支援を要する家庭の把握、支援を図ります。引き続き、養育支援訪問事業をより利用しやすいよう相談できる窓口として、事業周知を図っていきます。

専門相談支援については、迅速かつ適切な対応が求められることから、関係機関との連携を強化するとともに、研修等を活用し対応職員の養成を継続します。また、必要に応じた育児・家事援助についても継続していきます。

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ訪問件数)	1,243	1,228	1,213	1,199	1,185
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：東久留米市子ども家庭支援センター				

## (6) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

### 【平成30年度 実績】

8,538人

## 【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、地域における子育て支援拠点として定着していることから、事業周知を強化し、既存の施設の有効活用を図ります。今後も子ども家庭支援センターなどの子育て関連施設や幼稚園、保育所における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ、事業内容について検討していきます。

単位：①=人回、②=か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,991	9,686	9,389	9,104	8,996
②確保方策	2	2	2	2	2

## (7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

### 【平成30年度 実績】

158人日

### 【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できるものと考えています。利用実績に鑑みて、より多くの利用が図られるよう、さらなる事業周知を図っていきます。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225	220	214	209	206
②確保方策	880	880	880	880	880
②-①	655	660	666	671	674

## (8) 子育て援助活動支援事業

### (ファミリー・サポート・センター事業)

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

#### 【平成 30 年度 実績】

ファミリー会員：588名、サポート会員：196名、両方会員：6名 計 790名  
活動件数：1,402人日

#### 【今後の方向性】

事業者と協力し、ファミリー・サポート・センター事業を支えるサポート会員数及び両方会員数の増加を目指し、イベントの開催、市広報、市ホームページ、事業者の広報及びホームページを通じて、事業の更なる周知に努めます。

サポート会員数及び両方会員数の増加による1人当たりの年間活動件数の増加を目指します。

サポート会員数及び両方会員数の増加を図り、量の見込みに対応する提供体制を整えていきます。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,703	1,702	1,701	1,699	1,665
②確保方策	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
②-①	△1	0	1	3	37

## (9) 一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

#### 【平成 30 年度 実績】

預かり保育・一時預かりとして、71,323人日

## 【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園における在園児に対する一時預かり事業については、計画期間中において十分な提供体制の確保ができるものと考えています。在園児対象型を除く一時預かり事業についても、施設に積極的に働きかけを行い、量の見込みに対応する供給量の確保を目指します。ファミリー・サポート・センター事業の今後の方向性については子育て援助活動支援事業に記載しているとおりです。

### ①一時預かり事業（幼稚園型）※1

（幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり（預かり保育※2含む））

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1号認定	21,161	20,738	20,338	19,943	19,573
	2号認定	42,206	41,361	40,561	39,777	39,038
②確保方策		81,370	81,370	81,370	81,370	81,370
②-①		18,003	19,271	20,471	21,650	22,759

### ②一時預かり事業（①以外）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		32,733	31,731	30,756	29,820	29,464
② 確保 方策	一時預かり 事業 (在園児対象型 を除く)	28,060	28,060	28,060	28,060	28,060
	ファミリー ・サポート ・センター 事業 (就学前児童)	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
②-①		△2,810	△1,808	△833	103	459

※1 一時預かり事業：

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業（幼稚園型一時預かり事業）

※2 預かり保育：

私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4時間）以上、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業

## (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分、妊婦子宮頸がん検診1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

### 【平成30年度 実績】

10,278回

### 【今後の方向性】

妊婦の健康管理を図り、安心・安全な出産に資する重要な事業であるため、継続して実施していきます。また、母子健康手帳交付時や妊婦面接時、ホームページ等で、妊婦健康診査受診の必要性についての周知を継続していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (受診票配布件数)	751	728	706	698	689
②1人あたりの 健康診査回数 ※1	16	16	16	16	16
総健康診査回数 (①×②)	12,016	11,648	11,296	11,168	11,024
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				

※1 ②の1人あたりの健康診査回数には、超音波検査、子宮頸がん検診1回分が含まれます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

## 【平成 30 年度 実績】

979 人

## 【今後の方向性】

令和2年度以降は、小学校12地区すべての地区において、利用希望者が現在の定員を超える見込みです。これらの施設においては、小学校施設の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指していきます。

学童保育の課題である延長育成については、令和元年8月策定の「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」に基づき、金山学童保育所及びくぬぎ第一・第二学童保育所の3学童保育所の運営に令和2年4月から民間活力を導入し、対応していきます。

また、令和2年4月より市内の学童保育所は直営と民間事業者による運営となりますが、いずれの学童保育所も、国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」を遵守することで育成支援の質を確保し、異年齢児童との交わり等を通じて子どもの自主性や社会性の向上を図るという学童保育所の役割を果たしていきます。学童保育所における育成支援の内容についても、毎月のおたより等を通じて、児童の保護者にお伝えしていきます。

### 【第一小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	104	104	104	101
低学年	100	100	100	100	97
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	26	26	26	26	29

### 【第二小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	146	146	146	146	142
低学年	135	135	135	135	131
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策	150	150	150	150	150
②-①	4	4	4	4	8

## 【第三小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	112	112	112	112	108
低学年	105	105	105	105	102
高学年	7	7	7	7	6
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	18	18	18	18	22

## 【第五小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	132	132	133	133	129
低学年	121	121	122	122	118
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策	160	160	160	160	130
②-①	28	28	27	27	1

## 【第六小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	89	89	89	86
低学年	89	89	89	89	86
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	1	1	1	1	4

## 【第七小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	131	131	131	131	128
低学年	119	119	119	119	116
高学年	12	12	12	12	12
②確保方策	140	140	140	140	140
②-①	9	9	9	9	12

## 【第九小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110	110	110	110	107
低学年	107	107	107	107	104
高学年	3	3	3	3	3
②確保方策	120	120	120	120	120
②-①	10	10	10	10	13

【第十小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	102	102	102	102	99
低学年	97	97	97	97	94
高学年	5	5	5	5	5
②確保方策	110	110	110	110	110
②-①	8	8	8	8	11

【小山小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81	81	81	81	79
低学年	80	80	80	80	78
高学年	1	1	1	1	1
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	9	9	9	9	11

【神宝小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54	54	54	54	52
低学年	50	50	50	50	48
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策	75	75	75	75	75
②-①	21	21	21	21	23

【南町小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87	87	88	88	85
低学年	87	87	88	88	85
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策	70	100	100	100	100
②-①	△17	13	12	12	15

【本村小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	64	64	65	63
低学年	57	57	57	58	56
高学年	7	7	7	7	7
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	26	26	26	25	27

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助**  
 特定教育・保育施設、または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の一部を助成する事業です。
- ・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助**  
 幼稚園等の利用の際に、食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した時に、その実費徴収の一部を助成する事業です。

### 【平成 30 年度 実績】

2人

### 【今後の方向性】

低所得者世帯の保護者負担軽減により、当該世帯の乳幼児の教育・保育の利用が図られるよう、引き続き事業を実施していきます。令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化にあわせ、幼稚園等に通う施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助が実施されました。保護者の方々が幼稚園等をより利用しやすくなるよう、事業を実施していきます。

## (13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【平成 30 年度 実績】

所管課において、事業者に対する支援等を実施した。

### 【今後の方向性】

これまでも、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受け付け、手続きに係る支援や助言を行ってきました。引き続き市内において、多様な事業者がその技術、手法、経験等を活用しながら幼児期の教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談及び助言等を行います。

## 5

# 幼児期の教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。認定こども園には、幼保連携型以外にも、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、それぞれの特性を生かして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育・保育を担っており、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携・接続、並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。
- 特別な支援を要する子どもや外国につながる子ども等、配慮を要する子ども及び保護者に対し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組み、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。

6

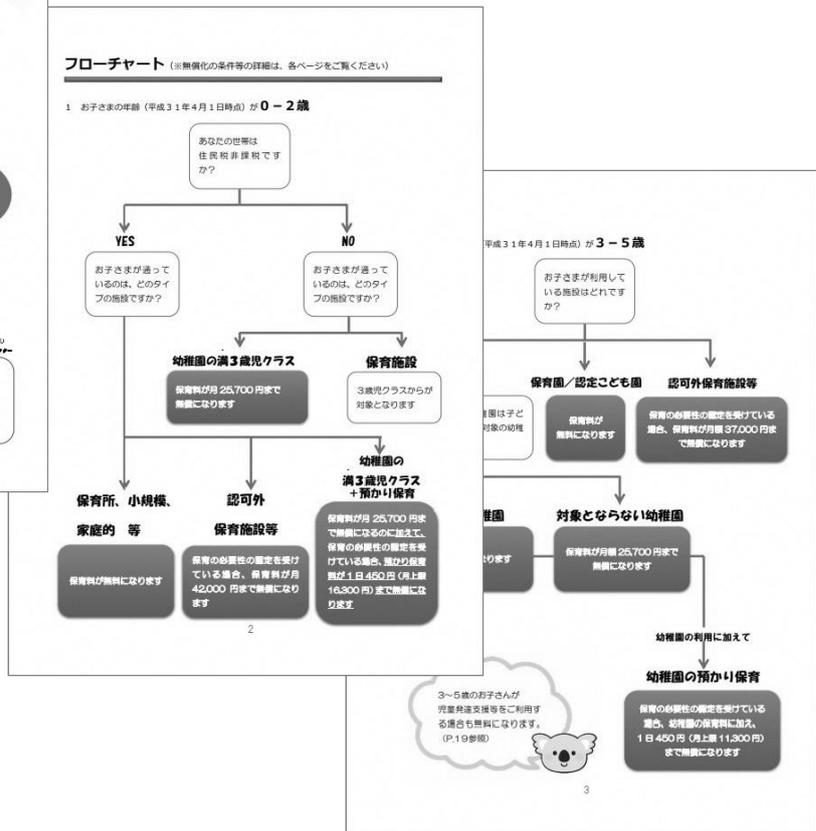
# 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました（概要については10ページを参照してください）。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

**幼児教育・保育等の利用料制度のご案内**  
(令和元年度版)

保育料  
給食費  
ファミリーサポートセンター  
預かり保育  
児童発達支援

〒203-8555 東京都久米市本町三丁目3番1号  
久米市役所  
子ども家庭部子育て支援課【幼稚園・保育園ほか】 ☎042-470-7745  
子ども家庭部児童青少年課【ファミリー・サポート・センター事業】 ☎042-470-7735  
福祉保健部障害福祉課【児童発達支援事業】 ☎042-470-7747



また、本市では案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めています。

## 第4章 その他の事項

### 1 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされることを踏まえ、育児休業満了時（原則、職場に復帰するケースが多い、子どもが1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、次の取り組みにより円滑な利用の確保に努めていきます。

#### （1）情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

#### （2）保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰に関する保育需要が見込まれる1歳児の定員に関し、認可保育所の定員拡大や小規模保育施設の整備による提供体制の確保に努め、希望する乳幼児が保育を受けられる体制を整えます。

## 2

## 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策です。本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育等の関係諸機関と連携し、子どもの生活環境や心身の状態等から虐待の兆候をとらえ、未然に防止できるよう、母子健康手帳発行時点から産後の育児支援を見据えた支援を行います。また、児童虐待の早期発見・早期対応に備えるとともに、関係諸機関や小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けている子どもの保護や保護者に対する援助を行います。

#### 児童虐待の発生予防・早期発見のために

- 体罰や暴言・暴力、子どもの前での夫婦喧嘩などが子どもに及ぼす悪影響やネグレクトについての周知・啓発を推進します。
- 乳幼児健康診査未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園・未就学の子どもに関する安全確認を行います。
- 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）の実施を通じた養育支援を必要とする子どもや家庭の早期把握と、支援を必要とする場合には養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる等の対応に努めます。
- 相談窓口の周知を含めた、相談・支援につながりやすい仕組みを整備します。
- 支援を要する妊婦・子どもを発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を進めます。

#### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 地域の関係機関が情報の収集及び共有により、支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化します。
- 子育てが孤立化することを防ぐため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するなど、子育て支援サービス等の地域資源の充実を図ります。
- 子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設との連携、子ども家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するために連携していきます。

## (2) 特別な支援を要する子どもへの施策の充実等

特別な支援が必要な子どもへの療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、子どもとその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者が子どもの発達の遅れや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進するとともに、医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進します。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、特別支援教室を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
早期発見の取り組みの充実	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達の経過観察を行っています。また、臨床心理士による心理経過観察健診や児童精神・小児神経の専門医による発達健診を行い、障害等の早期発見・早期療育を図ります。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。 【関係機関等】 健康課
障害児保育の充実	保育所での障害児保育を充実するために、わかくさ学園等の専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図ります。 【関係機関等】 子育て支援課
障害児療育の充実	わかくさ学園（発達相談室を含む）で、障害のある子ども及び発達に課題のある子どもの早期療育を図り、養護者の相談支援を行います。保育所や学校をはじめ関係機関との連携を強め、18歳までの切れ目のない支援体制を構築していきます。 【関係機関等】 障害福祉課

事業名	事業の内容
特別支援教育の実施	<p>特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携等に取り組み、児童、生徒一人ひとりに応じた指導及び支援の充実を目指していきます。</p> <p>また、教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級（知的障害）を小学校4校、中学校3校に設置し、固定学級（自閉症・情緒障害）を小学校2校に設置しています。更に、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする特別支援教室を全小中学校に設置し、通級指導学級（言語障害）を小学校1校に、通級指導学級（難聴）を小学校1校、中学校1校に設置して指導・支援を行っています。</p> <p>【関係機関等】 指導室</p>
学童保育所への障害児受け入れ	<p>放課後児童健全育成事業（学童保育）における特別な支援を要する児童の受け入れをしていきます。</p> <p>特別な支援を要する児童への対応については、当該児童二人につき職員一人を配置するなど、育成支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、学童保育所では障害児へ対応する必要があるため、研修等を通じて、学童保育所職員の資質向上を図ります。</p> <p>なお、入所にあたっては、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、受け入れに配慮していきます。</p> <p>【関係機関等】 児童青少年課</p>

#### 〈関係計画〉

- ・東久留米市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
- ・東久留米市第2次教育振興基本計画
- ・東久留米市特別支援教育推進計画

### （3）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

## 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業	ひとり親家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています。 【関係機関等】 児童青少年課
母子及び父子 並びに寡婦 自立促進事業	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状を維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を引き続き実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
児童扶養手当 支給事業	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭等に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
児童育成手当 支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
ひとり親家庭 住宅手当 助成事業	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。市単独事業として実施しており、高齢者・障害者住宅手当の支給要件との整合性を図りながら実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
母子家庭及び父 子家庭自立支援 給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行います。 【関係機関等】 児童青少年課

事業名	事業の内容
母子保護の実施事業	<p>市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。</p> <p>【関係機関等】 児童青少年課</p>
ひとり親家庭に対する相談体制の強化	<p>ひとり親家庭の相談は、母子・父子自立支援員を2人配置して実施しています。教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子福祉資金、東京都女性福祉資金の貸付等の制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市ホームページ等を活用した幅広い情報提供に努めます。</p> <p>【関係機関等】 児童青少年課</p>

## 〈関係計画〉

- 東久留米市地域福祉計画

### 3

## 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。仕事と生活の調和の実現について、国は「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では平成 29 年に策定した「東久留米市第 3 次男女平等推進プラン」において、仕事と生活が調和し、男女が共に能力を発揮できる活力ある社会の実現に向け、仕事の時間と家庭や地域活動、自己実現等の時間を自分の望むバランスで取れる生活を送れるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための啓発に取り組むこととしています。

雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法律や制度整備・充実は進んでいるものの、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもの病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は続いています。

本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO 等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児期の教育・保育施設、放課後児童健全育成事業（学童保育）及び子育て援助活動支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

#### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
行政機関内部での支援事業	事業主として特定事業主行動計画を策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備等に取り組めます。 【関係機関等】 職員課
女性の再就職支援	女性の再就職のための情報提供及び講座の充実を図ります。 【関係機関等】 生活文化課、産業政策課

事業名	事業の内容
女性の起業に関する情報提供・支援	<p>関係機関と連携し、起業に関する知識や手法についての情報提供及び講座を実施します。また、起業した女性のネットワークづくりへの支援を行います。</p> <p>【関係機関等】 生活文化課、産業政策課</p>
男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	<p>男性向けの家事・育児・介護等に関する啓発及び講座の充実を図ります。また、関係各課と連携し、制度等の情報提供及び自主学習グループへの支援を行います。</p> <p>【関係機関等】 生活文化課、子育て支援課、生涯学習課</p>
市内事業所への男女共同参画の啓発	<p>東京都や関係機関と連携し、市内事業所への男女平等意識の啓発やハラスメント防止等、男女共同参画施策の周知及び啓発を行います。</p> <p>【関係機関等】 生活文化課、産業政策課</p>
関係法令、各種制度の周知と啓発	<p>関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。</p> <p>【関係機関等】 生活文化課、産業政策課</p>

## 〈関係計画〉

- 東久留米市第3次男女平等推進プラン
- 東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

#### (2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て中の家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

### 2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心に取りまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCA サイクル<sup>※用語解説</sup>に基づき、進行管理を行い、事業の改善につなげていきます。

① PLAN（計画の策定）

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

② DO（事業の実施）

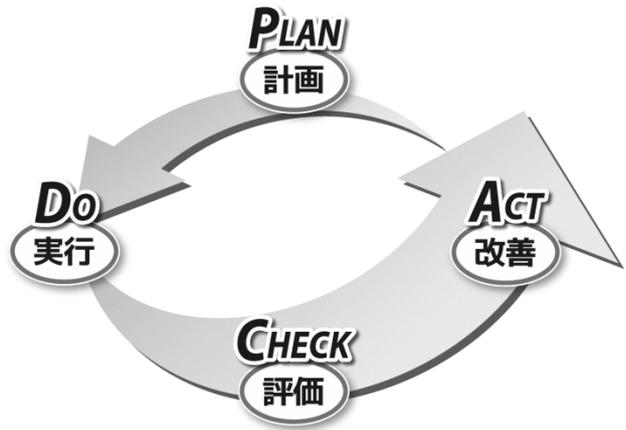
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

③ CHECK（実施状況の評価・検証）

事業の実施状況の評価・検証します。

④ ACT（評価結果を活用）

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



# 資料編

## 1

## 用語解説

用語	解説
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立・公布された、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「認定こども園法」の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、関係する児童福祉法等、55件の法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。）
市町村子ども・子育て支援事業計画	内閣総理大臣が定めた基本指針に即して、すべての市町村が定める5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。子ども・子育て支援法第61条に規定されている。
PDCA サイクル	事業の計画を立て（PLAN）、計画に基づいて事業を実施し（DO）、実施した事業を評価し（CHECK）、改善（ACT）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に資するという管理手法

## 2

## 東久留米市子ども・子育て支援事業計画(第1期) 平成30年度進捗状況

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 1号認定及び2号認定（特定教育・保育施設、幼稚園）※				
	単位：人				
所管課	子育て支援課				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①) (平成30年3月時点)	2,011	2,011	1,987	1,866	1,853
実績(②) (平成31年3月末時点)	2,098	1,931	1,999	1,959	
②-①	87	△80	12	93	
実績の内容	<p>1号認定児は幼稚園または認定こども園で、2号認定児は認可保育所等または認定こども園で教育・保育されている。</p> <p>幼稚園及び認定こども園について、新制度に移行しない幼稚園が6園、新制度の幼稚園型認定こども園が1園であり、確保方策の実績は1,959名分（認定こども園1号児267名、同2号児78名、幼稚園1,614名）となった。</p> <p>◆利用実績人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1,664	1,555	1,509	1,492	
所管課による評価	<p>平成29年度末に閉園した幼稚園があることや利用定員の変更があった幼稚園があったため確保方策が減少しているが、確保方策に対する実績は満たされている。</p>				

※特定教育・保育施設の2号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」のみの数値

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 2号認定（特定教育・保育施設、認可外保育所）※				
	子育て支援課				
	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（①） （平成30年3月時点）	1,057	1,115	1,168	1,185	1,282
実績（②） （平成31年3月末時点）	1,055	1,053	1,134	1,205	
②－①	△ 2	△ 62	△ 34	20	
実績の内容	<p>2号認定児は認可保育所等または認定こども園で保育を受けている。また、認可外保育施設での保育も行われている。</p> <p>認可保育所・認可外保育施設における2号認定児に関し、認可保育所の新設による定員増が行われ、3歳以上児保育の確保方策の実績は1,205名分となった。</p> <p>◆利用実績人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1,049	1,060	1,093	1,163	
所管課による評価	<p>認可保育所・認可外保育施設における2号認定児についての確保方策の実績としては、対前年度比71名増の1,205名であった。当初見込みの1,185名より20名上回っており、これまで提供体制の充足に努めてきた結果であり、一定の成果があるものと考えている。</p>				

※特定教育・保育施設の2号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」以外の数値

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定（0歳） （特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所）				
	単位：人				
所管課	子育て支援課				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（①） （平成30年3月時点）	181	200	222	246	253
実績（②） （平成31年3月末時点）	185	192	223	246	
②－①	4	△8	1	0	
実績の内容	<p>3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が新たに事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。</p> <p>平成30年度は、認可保育所を2園新設したことなどにより、0歳児保育の確保方策の実績は246名分となった。</p> <p>◆利用実績人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	208	205	233	246	
所管課による評価	<p>確保方策に対する実績は、対前年度比において23名分増加し、当初見込みである246名を達することができた。</p>				

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】				
	3号認定（1・2歳） （特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所）				
所管課	子育て支援課				
	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（①） （平成30年3月時点）	711	754	820	888	930
実績（②） （平成31年3月末時点）	728	741	822	888	/
②－①	17	△13	2	0	/
実績の内容	<p>3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。</p> <p>平成30年度は、認可保育所を2園新設したことなどにより、1・2歳児保育の確保方策の実績は888名分となった。</p> <p>◆利用実績人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	751	788	848	896	/
所管課による評価	<p>確保方策に対する実績は、対前年度比において66名分増加し、当初見込みである888名を達することができた。</p>				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1) 利用者支援に関する事業				
所管課	子育て支援課、健康課				
	単位：か所				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①) (平成30年3月時点)	1	1	1	2	2
実績(②) (平成31年3月末時点)	1	1	1	2	/
②-①	0	0	0	0	/
実績の内容	<p>【特定型】主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、子育て支援に関する情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行っている。</p> <p>事業開始4年目となり、より積極的な情報収集や提供、関係機関との連絡調整等を行ない、保育施設入所希望者に対する窓口等での情報提供(相談)を中心に、利用者支援員相談による個別ケースにも対応した。また、子育て支援だより等の各種刊行物及びホームページにより、利用者に有益となる情報提供を行った。</p> <p>◆情報提供(相談)件数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	297	278	446	800	/
	<p>【母子保健型】平成30年度より、妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う利用者支援事業(母子保健型)を開始した。妊婦全数面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげている。また、妊婦から乳幼児の健康や育児等の相談を随時受け、相談・助言等を行い、必要に応じ関係機関と連携しながら支援を行っている。多問題家庭等に対しては、ケース検討会議を行い、関係機関と支援の方法及び対応方針について検討を行っている。</p> <p>◆情報提供(相談)件数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
/	/	/	2,652	/	

所管課による評価	<p>【特定型】子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるような支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考え</p> <p>【母子保健型】核家族化が進む中、妊産婦及び子育て中の母親は、孤立感を深め、悩みや不安を抱えるケースが増えているため、相談事業の重要度が増している。妊娠早期からの相談支援として、妊婦全数面接を目指しているが、経産婦の場合は不安がなければ面接を希望しないことも多く、面接実施率が約60%になった。</p>
----------	--

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (2) 時間外保育事業（延長保育事業）				
所管課	子育て支援課				
/	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①) (平成30年3月時点)	1,086	1,163	1,308	1,308	1,308
実績(②) (平成31年3月末時点)	1,086	1,127	1,323	1,453	/
②-①	0	△36	15	145	/
実績の内容	<p>時間外保育事業（延長保育事業）における確保方策に対する実績については、既存園の事業継続及び新規開設園における事業開始があり、前年度から130名増の1,453名分であった。</p> <p>◆利用実績人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	911	993	839	1,040	/
所管課による評価	<p>確保方策における実績の充足度等から鑑みると、目標に掲げる数値と比して145人分超えており、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応した事業が実施できていると考えられる。</p>				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）				
所管課	児童青少年課				
	単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①) (平成30年3月時点)	730	730	730	730	730
実績(②) (平成31年3月末時点)	730	730	730	730	
②-①	0	0	0	0	
実績の内容	<p>保護者が出産や病気等で、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることで、その家庭への養育支援を行う。</p> <p>確保方策に対する実績（年間で換算した定員）としては、2人（1日の定員）×365日＝730人日であった。</p> <p>◆年間利用延べ人数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	285	213	249	360	
所管課による評価	<p>保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、宿泊も含め、市が委託する児童養護施設等に預けられる事業体制ができています。</p> <p>また、年間利用者数は確保方策に対する実績で十分に賄われており、必要な支援が実施できていると考える。</p> <p>昨年度と比較し年間利用延べ人数は増加しており、制度が必要な家庭に対して事業の周知が図られていると考える。</p>				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）					
所管課	健康課					
確保方策 (平成30年3月時点)	実施体制：15人（常勤・嘱託保健師10人、委託助産師5人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：ひがしくるめ助産師会所属助産師					
実績の内容	保健師または助産師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児等に関する助言を行った。 「訪問を利用して良かったと思う親の割合」90.7% 「訪問により、育児や地域の子育て情報が得られたと思う親の割合」92.4%  ◆利用実績 A 訪問対象件数 B 訪問件数（里帰り先で訪問を受けた者は件数に含まず） C 訪問率（%）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	A	874	874	826	770	/
	B	856	855	784	761	/
	C	97.9	97.8	94.9	98.8	/
所管課による評価	訪問率は昨年度より約4%増加しており、高い訪問率を維持している。未熟児・病児等で入院が長期に及んだり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数いるため、訪問率100%達成は難しい状況である。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化しているケースが多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考える。 また、本事業による訪問ができなかった母子については、乳児健診時に状況把握や相談支援等を実施し、必要に応じ、後日、訪問等を行い、フォローを実施しているところである。					

項目	<b>【子ども・子育て支援事業に関する事項】</b> <b>(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会</b> <b>その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</b>				
所管課	児童青少年課				
確保方策 (平成30年3月時点)	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：東久留米市子ども家庭支援センター				
実績の内容	<p>家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問し具体的な育児に関する助言、指導、その他必要な相談、支援を実施した。また、必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣を行った。</p> <p>要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催した。</p> <p>◆利用実績</p> <p>A 助言、指導、相談、支援件数</p> <p>B 養育支援ヘルパー派遣件数</p>				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	238	247	176	164
	B	91	69	168	222
所管課による評価	母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、助言、指導等の支援を行っており、対象となる家庭に対し、養育技術の提供や育児不安の解消について効果をあげている。養育支援ヘルパーの派遣数は年々増加しており、支援を必要とする家庭は増加傾向にある。				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (6) 地域子育て支援拠点事業					
所管課	児童青少年課					
	単位：か所					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
確保方策(①) (平成30年3月時点)	2	2	2	2	2	
実績(②) (平成31年3月末時点)	2	2	2	2		
②-①	0	0	0	0		
実績の内容	<p>地域子ども家庭支援センター上の原や地域子育て支援センターはこぶね館で、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みの相談を行った。</p> <p>◆施設利用者数  A 地域子ども家庭支援センター上の原  B 地域子育て支援センターはこぶね館</p>					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	9,047	8,391	7,744	5,811	
	B	2,022	1,094	1,676	2,727	
所管課による評価	<p>子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談などに気軽に利用ができる地域の子育て支援拠点として、機能していると考ええる。</p> <p>引き続き周知を行い、利用者の増加を図り身近な相談窓口として多くの市民に認識してもらうようにする。</p>					

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）					
所管課	子育て支援課					
	単位：人日					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
確保方策(①) (平成30年3月時点)	880	880	880	880	880	
実績(②) (平成31年3月末時点)	920	940	944	960	/	
②-①	40	60	64	80	/	
実績の内容	病児保育における実績は、開所日数の実績により960名分（1日の定員4人×240日）となった。					
	◆利用実績数 A 開所日数 B 「一日利用」人数 C 「半日利用」人数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	230	235	236	240	/
	B	179	159	139	120	/
C	17	24	18	38	/	
所管課による評価	病気の回復前または病気回復期である子どもを集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができています。					

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)					
所管課	児童青少年課					
	単位：人日					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
確保方策(①) (平成30年3月時点)	1,653	2,239	2,981	3,905	5,035	
実績(②) (平成31年3月末時点)	1,426	1,595	1,579	1,549	/	
②-①	△ 227	△ 644	△ 1,402	△ 2,356	/	
実績の内容	実績 1,549件 ※実績は確保方策の積算式に基づき算出。 積算式(サポート会員+両方会員)×1人当たりの年間活動件数×1/3(就学児の割合の見込み値) ⇒(196人+6人)×23件×1/3=1,549人日  ◆活動実績(就学児分) A 活動依頼件数 B 活動件数 C ファミリー会員からのキャンセル件数 D 利用の調整がつかなかった件数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	2,150	1,544	1,414	1,606	/
	B	1,800	1,288	1,228	1,402	/
	C	299	203	139	154	/
	D	51	53	47	50	/
所管課による評価	サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しい。 年間に事業説明会を24回実施しており、事業周知のためのイベント開催、市広報、市ホームページ、事業者広報及び事業者ホームページにおいて説明会の日程等について周知を行っているが、ファミリー会員は増加、サポート会員は減少の傾向であるため、サポート会員及び両方会員増に向けて対応を検討する必要があると考える。					

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (9) 一時預かり事業 ①一時預かり事業 (幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む))					
所管課	子育て支援課					
	単位：人日					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
確保方策(①) (平成30年3月時点)	64,766	68,574	72,382	72,382	72,382	
実績(②) (平成31年3月末時点)	67,691	62,928	63,993	63,978		
②-①	2,925	△ 5,646	△ 8,389	△ 8,404		
実績の内容	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりの実績については、63,978名分となった。					
	◆利用実績人数 A 私立幼稚園(6園) B 認定こども園(1園)					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	41,099	43,286	36,940	44,591	
B	5,846	8,043	12,153	11,646		
所管課による評価	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われている。これらは、幼稚園・認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズにも応えるものであり、当初の確保方策の見込みを下回る結果となったが、各園の取り組みにより一定の成果はあるものとする。					

項目		【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (9) 一時預かり事業 ②一時預かり事業 (①以外)					
所管課		子育て支援課 児童青少年課					
		単位：人日					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	確保方策(①) (平成30年3月時点)	18,300	23,180	38,064	42,944	42,944	
	実績(②) (平成31年3月末時点)	17,080	17,080	22,524	24,819		
	②-①	△ 1,220	△ 6,100	△ 15,540	△ 18,125		
ファミリー・サポート・センター (就学前児童)	確保方策(①) (平成30年3月時点)	3,307	4,477	5,963	7,811	10,069	
	実績(②) (平成31年3月末時点)	2,852	3,189	3,158	3,097		
	②-①	△ 455	△ 1,288	△ 2,805	△ 4,714		
実績の内容		<p>(子育て支援課)</p> <p>一時預かりの確保方策の実績については、前年度と比較して増となり24,819名分となった。</p> <p>◆利用実績人数(一時預かり事業分)</p> <p>A 公設民営園(2園)</p> <p>B 私立園(27年度5園、28年度5園、29年度7園、30年度8園)</p>					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		A	3,443	3,369	3,263	3,053	
		B	9,802	9,334	10,374	11,004	

実績の内容	<p>(児童青少年課)</p> <p>実績 3,097人日</p> <p>※実績は確保方策の積算式に基づき算出。</p> <p>積算式(サポート会員+両方会員)×1人当たりの年間活動件数×2/3(未就学児の割合の見込み値)</p> <p>⇒(196人+6人)×23件×2/3=3,097人日</p> <p>◆活動実績(未就学児分)</p> <p>C 活動依頼件数</p> <p>D 活動件数</p> <p>E ファミリー会員からのキャンセル件数</p> <p>F 利用の調整がつかなかった件数</p>					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	C	2,098	1,962	2,163	1,293	
	D	1,701	1,668	1,693	1,029	
	E	262	196	237	124	
	F	135	98	233	140	
所管課による評価	<p>(子育て支援課)</p> <p>一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業である。対前年度比で2,295名分増加したものの、実績は確保方策を下回っており、供給量の確保について、検討していく必要がある。</p> <p>(児童青少年課)</p> <p>サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しい。</p> <p>年間に事業説明会を24回実施しており、事業周知のためのイベント開催、市広報、市ホームページ、事業者広報及び事業者ホームページにおいて説明会の日程等について周知を行っているが、ファミリー会員は増加、サポート会員は減少の傾向であるため、サポート会員増及び両方会員増に向けて対応を検討する必要があると考える。</p>					

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)				
所管課	健康課				
確保方策 (平成30年3月時点)	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				
実績の内容	妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票14回分(1回目にはHIV検査を含む。)、妊婦超音波検査受診票1回分、妊婦子宮頸がん検診受診票1回分を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健診を実施。さらに、里帰り等都外医療機関及び助産所での健康診査受診者に対して別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っている。				
	◆利用実績 A 妊娠届出者数 B 健診票交付件数 C 健診受診回数総計				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	A	896	848	770	773
	B	13,440	13,568	12,320	12,368
C	10,446	11,338	10,579	10,278	
所管課による評価	妊娠届出後に市外転出や流産等により、妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数存在するが、現状においては、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として機能していると考えられる。				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）				
所管課	児童青少年課				
確保方策（①） （平成30年3月時点）	地区別内訳参照				
実績（②） （平成31年3月末時点）					
②-①					
実績の内容	放課後児童健全育成事業（学童保育）の実績は、第二小地区、第三小地区、第七小地区、本村小地区の4か所で特別教室等の活用に関する規定を取り交わしたが、特別教室等を使用せず、待機児童が解消されたため、放課後児童健全育成事業（学童保育）の全地区合計の実績は1,220人である。				
	◆利用実績人数				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	878	904	955	979	
所管課による評価	確保方策は、新たに4つの小学校区（第二小地区、第三小地区、第七小地区、本村小地区）で特別教室等の活用に関する規定を取り交わしたが、特別教室等を使用せず、待機児童が解消された。平成31年3月時点で待機児童は生じていない。				

## 【地区別内訳】

単位：人

第一小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（①）	100	100	100	100	100
実績（②）	100	100	100	100	
②-①	0	0	0	0	
第二小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（①）	120	120	120	150	150
実績（②）	120	120	120	120	
②-①	0	0	0	△ 30	

単位：人

第三小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	100	100	100	130	130
実績(②)	100	100	100	100	
②-①	0	0	0	△ 30	
第五小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	100	100	130	130	130
実績(②)	100	100	130	130	
②-①	0	0	0	0	
第六小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	60	60	90	90	90
実績(②)	60	90	90	90	
②-①	0	30	0	0	
第七小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	110	110	110	140	140
実績(②)	110	110	110	110	
②-①	0	0	0	△ 30	
第九小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	90	120	120	120	120
実績(②)	90	90	120	120	
②-①	0	△ 30	0	0	
第十小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	80	80	80	80	80
実績(②)	80	80	80	80	
②-①	0	0	0	0	

単位：人

小山小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	60	60	90	90	90
実績(②)	60	60	90	90	
②-①	0	0	0	0	
神宝小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	45	45	75	75	75
実績(②)	45	45	75	75	
②-①	0	0	0	0	
南町小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	70	70	100	100	100
実績(②)	70	70	100	100	
②-①	0	0	0	0	
本村小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	60	60	60	90	90
実績(②)	60	60	60	60	
②-①	0	0	0	△ 30	
下里小地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(①)	45	45	45	45	45
実績(②)	45	45	45	45	
②-①	0	0	0	0	

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
所管課	子育て支援課				
実績	低所得者で生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき費用等の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。				
	◆利用実績人数				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	3	2	2	2	
所管課による評価	低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、当該事業によって保護者の負担は一定程度軽減されているものと考えられる。				

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業				
所管課	子育て支援課				
実績	所管課において、事業者に対する支援等を実施した。				
所管課による評価	子ども・子育て支援新制度開始以前については、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課において受付、手続きに係る支援や助言を行ってきた。本年度においても、こういった支援や助言を継続的に行っており、事業の目的に即していると考えられる。				

### 3 計画策定までの経過

#### □ 東久留米市子ども・子育て会議における審議等

【平成30年度】

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成30年 5月28日(月) 午後7時～9時	○市町村子ども・子育て支援事業計画(諮問) ○子ども・子育て支援事業計画(事業説明)
第2回	7月30日(月) 午後7時～9時	○ニーズ調査票について
第3回	9月28日(金) 午後7時～9時	○ニーズ調査票について
第4回	12月6日(木) 午後7時～9時	○ニーズ調査の進捗状況について
第5回	平成31年 1月25日(金) 午後7時～9時	○ニーズ調査結果について
第6回	3月28日(木) 午後7時～9時	○ニーズ調査報告書について ○平成31年度のスケジュールについて

【平成31年度】

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成31年 4月26日(金) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域について ○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討について
第2回	令和元年 5月24日(金) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域について ○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討について
第3回	7月24日(水) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について

第4回	8月23日(金) 午後7時～9時	○確保方策(案)について ○東久留米市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
第5回	9月27日(金) 午後7時～9時	○確保方策(案)について
第6回	10月29日(火) 午後7時～9時	○確保方策(案)について
第7回	11月 午後7時～9時	○ ○
第8回	12月 午後7時～9時	○ ○
第9回	令和元年 1月 午後7時～9時	○ ○
令和 年 月		答申書送付 (第二期東久留米市子ども・子育て支援事業計画について)

## □東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査実施

調査対象	調査期間
≪就学前児童調査≫ 市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,000人(抽出)	平成30年10月19日から11月9日まで
≪就学児童(小学校2年生)調査≫ 市立小学校2年生の子どもを持つ保護者 929人(悉皆)	平成30年10月19日から11月5日まで

## □計画(素案)へのパブリックコメント実施

件名	実施期間

## 4

## 東久留米市子ども・子育て会議条例

## 東久留米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年東久留米市条例第 24 号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

## (所掌事項)

第3条 会議は、東久留米市長（以下「市長」という。）の諮問に依りて、東久留米市（以下「市」という。）における次に掲げる事項について処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する法第 31 条第 2 項の規定に基づく事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する法第 43 条第 3 項の規定に基づく事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する法第 61 条第 7 項の規定に基づく事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (5) 保育料その他の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項並びにこれに関連する給付及び事業の扱いに関する事項

## (組織)

第4条 会議は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者 3 人以内
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者 3 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員 2 人以内
- (5) 公募による市民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、これに委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## 5

## 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿

【任期】 令和元年8月28日～令和3年8月27日

(敬称略)

	区分	氏名	現役職等
1	子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者	しみず ただし 清水 唯史	保育所 児童保護者
2		たなか いちろう 田中 一郎	学童保育所 児童保護者 (任期：令和元年10月23日～)
3		あおやま 青山 ひとみ	幼稚園 児童保護者
4	子ども・子育て支援に関する事業を実施する者	にいくら みなみ 新倉 南	神山幼稚園 園長
5		かま よしみつ 釜 義満 (副会長)	上の原さくら保育園 園長
6		こんの ひろし 金野 博志	家庭的保育施設事業者
7	学識経験者	いけべ てるひこ 池邊 照彦	公益財団法人東京 YMCA
8		さいとう としゆき 斎藤 利之 (会長)	教育学修士 星槎大学共生科学部非常勤講師
9	子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員	あらい ゆか 荒井 友香	東久留米市教育委員会 統括指導主事
10		ひらみ あゆみ 平見 歩	小平児童相談所 所長
11	公募による市民	かしま ようこ 鹿島 洋子	一般公募
12		おおやま ゆみ 大山 裕美	一般公募